

第2部 意匠登録の要件

意匠登録出願されたもの(注)が意匠登録を受けるためには、以下のすべての要件を満たさなければならない。

(注)

意匠登録出願されたものとは、意匠法第2条第1項において定義されている意匠に該当するか否かの判断が審査官によって未だされていないものを指す。

- (1) 工業上利用することができる意匠であること (→第2部第1章)
- (2) 新規性を有すること (→第2部第2章)
- (3) 創作非容易性を有すること (→第2部第3章)
- (4) 先願意匠の一部と同一又は類似の後願意匠でないこと (→第2部第4章)

(注)

上記の要件を満たしている意匠であっても、意匠登録出願が以下のいずれかに該当するときは、意匠登録を受けることができない。

- (1) その意匠登録出願が下記の規定により意匠登録をすることができないものであるとき。
 - ①意匠法第5条(意匠登録を受けることができない意匠)
 - ②意匠法第8条(組物の意匠)
 - ③意匠法第9条第1項又は第2項(先願)
 - ④意匠法第10条第1項から第3項(関連意匠)
 - ⑤意匠法第15条第1項において準用する特許法第38条(共同出願)
 - ⑥意匠法第68条第3項において準用する特許法第25条(外国人の権利の享有)
- (2) その意匠登録出願に係る意匠が条約の規定により意匠登録をすることができないものであるとき。
- (3) その意匠登録出願が意匠法第7条に規定する要件を満たしていないとき。
- (4) その意匠登録出願人が意匠の創作をした者でない場合において、その意匠について意匠登録を受ける権利を承継していないとき。

第1章 工業上利用することができる意匠

21 関連条文

意匠法

第二条 この法律で「意匠」とは、物品（物品の部分を含む。第八条を除き、以下同じ。）の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合であつて、視覚を通じて美感を起こさせるものをいう。

2 前項において、物品の部分の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合には、物品の操作（当該物品がその機能を發揮できる状態にするために行われるものに限る。）の用に供される画像であつて、当該物品又はこれと一体として用いられる物品に表示されるものが含まれるものとする。

（第3項及び第4項略）

第三条 工業上利用することができる意匠の創作をした者は、次に掲げる意匠を除き、その意匠について意匠登録を受けることができる。

- 一 意匠登録出願前に日本国内又は外国において公然知られた意匠
- 二 意匠登録出願前に日本国内又は外国において、頒布された刊行物に記載された意匠又は電気通信回線を通じて公衆に利用可能となつた意匠
- 三 前二号に掲げる意匠に類似する意匠

（第2項略）

意匠法施行規則

様式第6 [備考]

- 7 図形（参考図の図形を除く。）の中には、中心線、基線、水平線、影を表すための細線又は濃淡、内容を説明するための指示線、符号又は文字その他意匠を構成しない線、符号又は文字を記入してはならない。ただし、意匠登録を受けようとする意匠に係る形状を特定するための線、点その他のものは記載することができる。この場合は、その旨及びいずれの記載によりその形状が特定されるのかを願書の「【意匠の説明】」の欄に記載する。
- 8 立体を表す図面は、正投影図法により各図同一縮尺で作成した正面図、背面図、左側面図、右側面図、平面図及び底面図をもつて一組として記載する。ただし、次の表の左の欄に掲げる場合には、その右の欄に掲げる図を省略してもよい。この場合は、その旨を願書の「【意匠の説明】」の欄に記載する。

正面図と背面図が同一又は対称の場合	背面図
左側面図と右側面図が同一又は対称の場合	一方の側面図
平面図と底面図が同一又は対称の場合	底面図

- 9 等角投影図法により作成した図又は斜投影図法により作成した図（キャビネット図（幅対高さ対奥行きの比率が1対1対2分の1のもの）又はカバリエ図（当該比率が1対1対1のもの）に限る。）であつて、次の表の左の欄に掲げるものを記載する場合には、その右の欄に掲げる図の全部又は一部を省略してもよい。この場合において、斜投影図法により作成したときは、キャビネット図又はカバリエ図の別及び傾角を各図ごとに願書の「【意匠の説明】」の欄に記載する。

正面、平面及び右側面を表す図	正面図、平面図又は右側面図
----------------	---------------

背面、底面及び左側面を表す図	背面図、底面図又は左側面図
正面、左側面及び平面を表す図	正面図、左側面図又は平面図
背面、右側面及び底面を表す図	背面図、右側面図又は底面図
正面、右側面及び底面を表す図	正面図、右側面図又は底面図
背面、左側面及び平面を表す図	背面図、左側面図又は平面図
正面、底面及び左側面を表す図	正面図、底面図又は左側面図
背面、平面及び右側面を表す図	背面図、平面図又は右側面図

- 10 平面的なものを表す図面は、各図同一縮尺により作成した表面図及び裏面図をもつて一組とし、原則として一組の図面は1枚の用紙に記載する。ただし、表面図と裏面図が同一若しくは対称の場合又は裏面が無模様の場合には裏面図を省略してもよい。この場合は、その旨を願書の「【意匠の説明】」の欄に記載する。
- 12 棒材、線材、板材、管材等であつて形状が連続するもの又は地ものであつて模様が繰り返し連続するものを表す図面は、その連続し、又は繰り返し連続する状態が明らかにわかる部分だけについて作成してもよく、地のものであつて模様が一方向にのみ繰り返し連続するものについては、その旨を願書の「【意匠の説明】」の欄に記載する。
- 13 ラジオ受信機のコードの中間部分のように物品の一部分の図示を省略しても意匠が明らかに分かる場合であつて、作図上やむを得ないときは、その部分の記載を省略してもよい。この場合、その省略箇所は、2本の平行な1点鎖線で切断したように示し、かつ、その旨およびその省略箇所の図面上の寸法を願書の「【意匠の説明】」の欄に記載する。
- 14 8から10までの図面だけでは、その意匠を十分表現することができないときは、展開図、断面図、切断部端面図、拡大図、斜視図、画像図その他の必要な図を加え、そのほか意匠の理解を助けるため必要があるときは、使用の状態を示した図その他の参考図を加える。
- 15 断面図又は切断部端面図の切断面には平行斜線を引き、その切断箇所を他の図に鎖線で示す。この鎖線は、図形の中に記入してはならない。その鎖線の両端には符号を付け、かつ、矢印で切断面を描いた方向を示す。
- 16 部分拡大図を描くときは、その拡大箇所を当該部分拡大図のもとの図に鎖線で示す。この鎖線は、図形の中に記入してはならない。その鎖線の両端には符号を付け、かつ、矢印で部分拡大図を描いた方向を示す。
- 18 ふたと本体、さらとわんのように分離することができる物品であつて、その組み合わせられたままではその意匠を十分表現することができないものについては、組み合わせられた状態における図のほかに、その物品のそれぞれの構成部分について8から10までの図面及び14の図を加える。
- 19 積み木のようにその構成各片の図面だけでは使用の状態を十分表現することができないものについてはその出来上がり又は収納の状態を表す斜視図を、組木のように組んだり分解したりするもので組んだ状態の図面だけでは分解した状態を十分表現することができないものについてはその構成各片の斜視図を加える。
- 20 動くもの、開くもの等の意匠であつて、その動き、開き等の意匠の変化の前後の状態の図面を描かなければその意匠を十分表現することができないものについては、その動き、開き等の意匠の変化の前後の状態が分かるような図面を作成する。
- 24 物品の全部又は一部が透明である意匠の図面は、次の要領により作成する。

- イ 外周が無色かつ無模様の場合は、透けて見える部分はそのまま表す。
- ロ 外周の外表面、内表面又は肉厚内のいずれか一に模様又は色彩が表れている場合は、後面又は下面の模様又は色彩を表さないで、前面又は上面の模様又は色彩だけを表す。
- ハ 外周の外表面、内表面若しくは肉厚内又は外周に囲まれている内部のいずれか2以上に形状、模様又は色彩が表れている場合は、それぞれの形状、模様又は色彩を表す。

21.1 意匠法第3条第1項柱書の規定

意匠法第3条第1項柱書は、意匠登録出願されたものが、意匠法第3条第1項柱書に規定する工業上利用することができる意匠に該当しなければ、意匠登録を受けることができない旨規定したものである。

意匠登録出願されたものが、意匠法第3条第1項柱書に規定する工業上利用することができる意匠に該当するためには、以下のすべての要件を満たさなければならない。

したがって、以下のいずれかの要件を満たしていないものは、意匠法第3条第1項柱書に規定する工業上利用することができる意匠に該当しないため、意匠登録を受けることができない。

- (1) 意匠を構成するものであること (→21.1.1)
- (2) 意匠が具体的なものであること (→21.1.2)
- (3) 工業上利用することができるものであること (→21.1.3)

21.1.1 意匠を構成するものであること

意匠法第3条第1項柱書に規定する工業上利用することができる意匠の意匠とは、意匠法第2条第1項において定義されている意匠、すなわち、物品の形態であって、視覚を通じて美感を起こさせるものである。

よって、意匠登録出願されたものが、意匠を構成するためには、以下のすべての要件を満たさなければならない。

- (1) 物品と認められるものであること (→21.1.1.1)
- (2) 物品自体の形態であること (→21.1.1.2)
- (3) 視覚に訴えるものであること (→21.1.1.3)
- (4) 視覚を通じて美感を起こさせるものであること (→21.1.1.4)

21.1.1.1 物品と認められるものであること

意匠登録出願されたものが意匠として成立するためには、物品の形態についての創作でなければならず、物品と形態とは一体不可分であることから、物品を離れた形態のみの創作、例えば、模様又は色彩のみの創作は、意匠とは認められない。

- (1) 意匠法の対象とする物品について

意匠法の対象とする物品とは、有体物のうち、市場で流通する動産をいう。

(2) 物品と認められないものの例

①原則として動産でないもの

土地及びその定着物であるいわゆる不動産は、物品とは認められない。ただし、使用時には不動産となるものであっても、工業的に量産され、販売時に動産として取り扱われるもの、例えば、門、組立てバンガローは、物品と認められる。

②固体以外のもの

電気、光、熱などの無体物は物品と認められず、有体物であっても、気体、液体など、そのもの固有の形態を有していないものは、物品と認められない。

③粉状物及び粒状物の集合しているもの

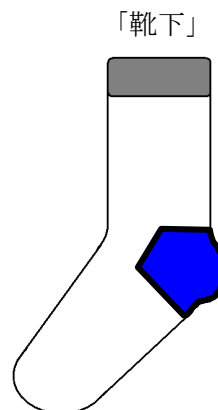
粉状物、粒状物などは、構成する個々のものは固体であって一定の形態を有していても、その集合体としては特定の形態を有さないものであることから、物品とは認められない。ただし、構成する個々の物が粉状物又は粒状物であっても、その集合したものが固定した形態を有するもの、例えば、角砂糖は、物品と認められる。

④物品の一部であるもの

その物品を破壊することなしには分離できないもの、例えば、「靴下」の一部である「靴下のかかと」は、それのみで通常取引状態において独立の製品として取り引きされるものではないことから、物品とは認められない。ただし、完成品の中の一部を構成する部品(部分品)は、それが互換性を有しており、かつ通常取引状態において独立の製品として取り引きされている場合には、物品と認められる。

【事例】

「靴下のかかと」



21.1.1.2 物品自体の形態であること

意匠は、物品の形態であることから、物品自体の形態と認められないものは、意匠とは認められない。

(1) 物品自体の形態について

物品自体の形態とは、物品そのものが有する特徴又は性質から生じる形態をいう。

(2) 物品自体の形態と認められないものの例

①販売展示効果を目的としたもの

例えば、物品がハンカチの場合、販売展示効果を目的としてハンカチを結んでできた花の形態は、ハンカチという物品自体の形態とは認められない。ただし、折り畳んだハンカチを別の物品の形に模して置物にしたような場合は、置物という物品自体の形態と認められる。

21.1.1.3 視覚に訴えるものであること

意匠法第2条の定義より、意匠とは視覚を通じて美感を起こさせるものをいうことから、視覚に訴えないものは、意匠とは認められない。

(1) 視覚に訴えるものについて

視覚に訴えるものとは、意匠登録出願されたものの全体の形態が、肉眼によって認識することができるものをいう。

(2) 視覚に訴えるものと認められないものの例

①粉状物又は粒状物の一単位

その一単位が、微細であるために肉眼によってはその形態を認識できないものは、視覚に訴えるものとは認められない。

21.1.1.4 視覚を通じて美感を起こさせるものであること

意匠法第2条の定義より、意匠とは視覚を通じて美感を起こさせるものをいうことから、美感を起こさせないものは、意匠とは認められない。

美感は、音楽のように聴覚を通じて起こる場合もあるが、意匠については、視覚を通じて起こる場合に限られる。

(1) 美感について

意匠法第2条第1項に規定する美感は、美術品のように高尚な美を要求するものではなく、何らかの美感を起こすものであれば足りる。

(2) 視覚を通じて美感を起こさせるものと認められないものの例

- ①機能、作用効果を主目的としたもので、美感をほとんど起こさせないもの
- ②意匠としてまとまりがなく、煩雑な感じを与えるだけで美感をほとんど起こさせないもの

21.1.2 意匠が具体的なものであること

意匠権の客体となる意匠登録を受けようとする意匠は、その意匠の属する分野における通常の知識に基づいて、出願当初の願書の記載及び願書に添付した図面等から具体的な一の意匠の内容、すなわち、以下の①及び②についての具体的な内容が、直接的に導き出されなくてはならない。

- ①意匠に係る物品の使用の目的、使用の状態等に基づく用途及び機能
- ②意匠に係る物品の形態

ただし、意匠として保護されるのは、願書の記載及び願書に添付した図面等を通じて把握される無体の財産としての物品に関する美的創作であるので、願書の記載及び願書に添付した図面等から、美的創作として出願された意匠の内容について、具体的な一の意匠として導き出すことができればよく、願書に添付した図面等についてみれば、必ずしも製品設計図面のように意匠の全体について均しく高度な正確性をもって記載されていることが必要となるものではない。

換言すれば、例えば、願書又は願書に添付した図面等に誤記や不明瞭な記載などの記載不備を有していても、それが以下のいずれかに該当する場合は、具体的な意匠と認められる。

- ①その意匠の属する分野における通常の知識に基づいて総合的に判断（注）した場合に合理的に善解し得る場合
- ②いずれが正しいか未決定のまま保留しても意匠の要旨の認定（第8部「願書・図面等の記載の補正」第2章「補正の却下」82.1.1「意匠の要旨と意匠の要旨の認定」参照）に影響を及ぼさない程度の微細な部分についての記載不備である場合

（注）

総合的に判断とは、願書又は願書に添付した図面等に記載不備を有している場合に、当該記載不備に対して合理的に善解し得るか否かの判断をも含むものであり、以下同様である。

また、以下単に、総合的に判断と記載されている場合には、その意匠の属する分野における通常の知識に基づいて行うことを前提としている。

(1) 意匠が具体的なものと認められない場合の例

願書又は願書に添付した図面等に、以下のような記載不備を有しており、願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断したとしても、具体的な一の意匠の内容を直接的に導き出せない場合、意匠が具体的なものとは認められない。

なお、以下の事例において、特許庁長官名による手続補正指令書（方式）が送付され、当該指令書に対する応答補正が提出されたときには、まず、出願当初の記載不備を有する願書の記載及び願書に添付した図面等から、意匠登録を受けようとする意匠が具体的なものと認められるか否かを判断し、次にその判断結果に基づいてその応答補正が出願当初の願書の記載又は願書に添付した図面等の要旨を変更するものであるか否かを判断する。（第8部「願書・図面等の記載の補正」第1章「補正」参照）

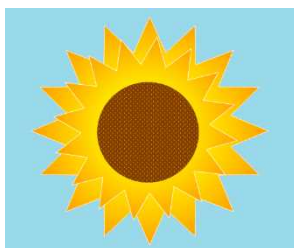
- ①意匠に係る物品の使用の目的、使用の状態等が不明な場合
- ②図が相互に一致しない場合
- ③図面、写真などが不鮮明な場合
 - (i) 図面、写真などが小さすぎたり、不鮮明であって、正確に意匠を知ることができない場合
 - (ii) 鮮明な図面、写真などであっても、背景、ハイライト、陰影など余分なものがあらわされていて、正確に意匠を知ることができない場合

ただし、コンピュータ・グラフィックスにより作成した図において、外形形状を明確にするために、背景に単一色による彩色を施した場合であって、願書の「意匠の説明」の欄に、その彩色が、背景の彩色である旨の説明を記載した場合、及び、当該説明の記載がなくても背景の彩色であることが明らかな場合を除く。

一方、下の例のように、図全体が出願の意匠に係る物品の形態を表しているのか、図中に背景の彩色が含まれているのかが不明である場合には、意匠が具体的なものと認められない。

背景の彩色についての説明が必要なものの例

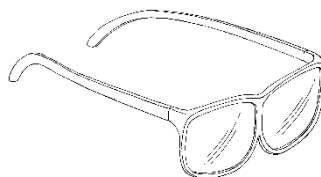
【表面図】



意匠に係る物品「装飾用シール」
出願に係る意匠が、ひまわり模様部のみであるのか、
水色の外縁部も含めた図形全体であるのか不明

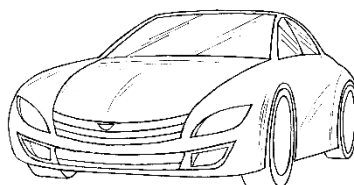
- ④意匠が抽象的に説明されている場合
願書又は図面中に文字、符号などを用いて、形状、模様及び色彩に関して抽象的に説明した場合
- ⑤材質又は大きさの説明が必要な場合にその記載がない場合
(意匠法第6条第3項)
- ⑥変化する状態の図面を必要とする場合にその図面及び説明の記載がない場合
動くもの、開くものなどの意匠であって、その動き、開きなどの意匠の変化の状態の図面がなければその意匠を十分表現することができない場合において、その図面及びその旨の説明が願書の「意匠の説明」の欄に記載されていない場合
(意匠法第6条第4項)
(意匠法施行規則様式第6備考20)
- ⑦着色した図面において一部に着色していない部分がある場合
ただし、願書の「意匠の説明」の欄に、無着色の部分が白色又は黒色である旨の説明を記載した場合を除く。
(意匠法第6条第6項)
- ⑧図面から物品の全部又は一部が透明であると認められるものについて、その旨の説明が願書の「意匠の説明」の欄に記載されていない場合
(意匠法第6条第7項)
(意匠法施行規則様式第6備考24)
- ⑨図形の中に、中心線、基線、水平線、影を表すための細線又は濃淡、内容を説明するための指示線、符号又は文字その他意匠を構成しない線、符号又は文字を表した場合
(i) ただし、下記の場合は除く
イ 形状を特定するための線、点その他のものを記載した場合であって、願書の「意匠の説明」の欄にその旨及びいずれの記載によりその形状が特定されているのかを記載した場合(意匠法施行規則様式第6備考7)、並びに、意匠に係る物品の性質や各部の用途及び機能に照らし、当該説明の記載がなくても形状を特定するための線、点等であることが明らかな場合

説明の記載の省略が認められるものの例



意匠に係る物品「眼鏡」

「眼鏡」の物品の性質上、レンズ中央に線模様等を表すことは一般的ではない。



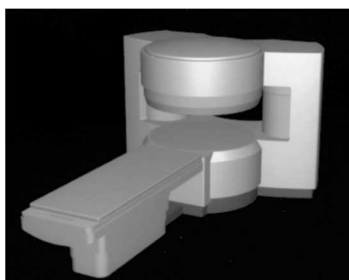
意匠に係る物品「乗用自動車」

「乗用自動車」の物品の性質上、車体部や窓部に線模様を表すことは一般的でない。

- ロ コンピュータ・グラフィックスにより作成した図において「陰」としての明度変化を表している場合であって、願書の「意匠の説明」の欄に、その明度変化が「陰」である旨の説明を記載した場合、及び、当該説明の記載がなくても「陰」であることが明らかな場合

ただし、下のbの例のように、各面に表された彩色が「陰」であるのか否か明らかでない場合には、意匠が具体的なものと認められない。

- a 説明の記載がなくても明度変化が「陰」であることが明らかなものの例

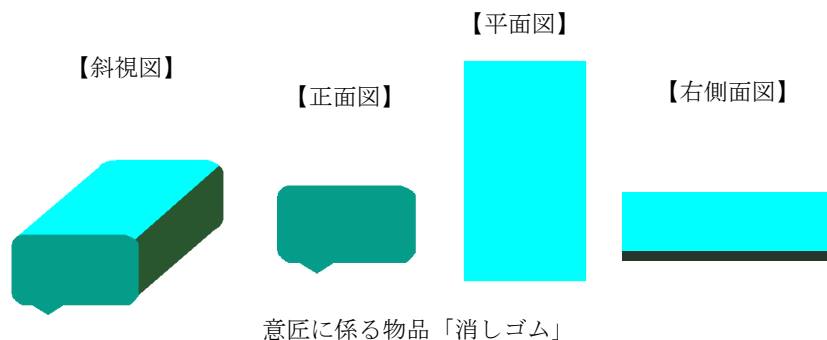


意匠に係る物品「医療用画像撮影機」



意匠に係る物品「電子計算機用マウス」

- b 説明の記載がなければ明度変化が「陰」であるか否か明らかでないものの例



- (ii) 物品に表された文字、標識は以下のように取り扱う。
- イ 物品に表された文字、標識は、下記のロに掲げるものを除き意匠を構成するものとして扱う。
 - ロ 物品に表された文字、標識のうち専ら情報伝達のためだけに使用されているものは、模様と認められず意匠を構成しない。ただし、図形中に表されていても削除を要しない。
例としては以下のとおり。
 - a 新聞、書籍の文章部分
 - b 成分表示、使用説明などを普通の態様で表した文字

⑩立体を表す図面が下記に該当する場合

- (i) 図が正投影図法、等角投影図法又は斜投影図法（キャビネット図（幅対高さ対奥行きの比率が1対1対2分の1のもの）又はカバリエ図（当該比率が1対1対1のもの）に限る。）により作成されていない場合
ただし、下記のものは除く。
- イ 大型機械などの写真で、正投影図法、等角投影図法又は斜投影図法により作成した図と同様の写真を作成することが困難な場合において、斜視図のように作成された写真
 - ロ 模様を表したコップのように、模様を展開図に表した方が意匠を正確に知ることができ、かつ形状を正確に展開できる場合において、模様部分の展開図と模様を省略した形状を表す図とを併用した図面
- (ii) 各図の縮尺が相違する場合
(iii) 6面図が揃っていない場合（立体的なものの場合）

ただし、下記の場合は除く。

- イ 正投影図法により作成した図について、次の表の左の欄に掲げる場合において、その右欄の図が省略され、その旨が願書の「意匠の説明」の欄に記載されている場合（意匠法施行規則様式第6備考8）

正面図と背面図が同一又は対称の場合	背 面 図
左側面図と右側面図が同一又は対称の場合	一方の側面図
平面図と底面図が同一又は対称の場合	底 面 図
正面図、背面図、左側面図 及び右側面図が同一の場合	背 面 図 左 側 面 図 右 側 面 図

- ロ 等角投影図法により作成した図又は斜投影図法により作成した図による場合であって、次の表の左の欄に掲げる図を記載しているときに、その右欄に掲げる図の全部又は一部を省略している場合

正面、平面及び右側面を表す図	正面図、平面図又は右側面図
背面、底面及び左側面を表す図	背面図、底面図又は左側面図
正面、左側面及び平面を表す図	正面図、左側面図又は平面図
背面、右側面及び底面を表す図	背面図、右側面図又は底面図
正面、右側面及び底面を表す図	正面図、右側面図又は底面図
背面、左側面及び平面を表す図	背面図、左側面図又は平面図
正面、底面及び左側面を表す図	正面図、底面図又は左側面図
背面、平面及び右側面を表す図	背面図、平面図又は右側面図

- ハ 大型の機械などであって、設置又は定置してあるために常時は底面を見ることができないものについて、底面図を省略した場合
- ニ 大型の車両などの重量物であって通常は底面を見ることがなく、かつ底面図がなくても意匠を正確に把握することができるものである場合において、底面図を省略した場合
- ホ 意匠法第2条第2項に規定する物品と一体として用いられる物品に表示される画像についてのみ意匠登録を受けようとする部分意匠の出願の場合において、画像図以外の意匠に係る物品を表す一組の図面又は一部の図を省略した場合
- ヘ 物品の部分について意匠登録を受けようとする場合であって、意匠登録を受けようとする部分以外の部分のみ

が表れる図のうち、以下の a から c のいずれかに該当する図を省略した場合

- a 正面図又は背面図のいずれか一方
- b 左側面図又は右側面図のいずれか一方
- c 平面図又は底面図のいずれか一方

(iv) 正投影図法により作成した 6 面図において図を省略した場合に、省略の説明が願書の「意匠の説明」の欄に正しく記載されていない場合

(v) 斜投影図法により図を作成したときに、図ごとにキャビネット図又はカバリエ図の別及び傾角を願書の「意匠の説明」の欄に記載していない場合

(意匠法施行規則様式第 6 備考 9)

⑩ 平面的なものを表す図面が下記に該当する場合

- (i) 各図の縮尺が相違する場合
- (ii) 2 面図が揃っていない場合 (平面的なものの場合)

ただし、次の表の左に掲げる場合において右欄の図が省略され、その旨が願書の「意匠の説明」の欄に記載されている場合を除く。

表面図と裏面図が同一若しくは対称の場合	裏面図
裏面図が無模様の場合	〃

(iii) 図を省略した場合において、省略の説明が願書の「意匠の説明」の欄に正しく記載されていない場合

(意匠法施行規則様式第 6 備考 10)

(注)

平面的なものとは、包装紙、ビニール地、織物地など薄手のものをいう。ただし、包装用袋のように重合部があり使用時において立体的なもの、植毛ビニール地のように厚手のものなどは立体的なものとして扱う。

⑪ 形状又は模様が連続し、又は繰り返し連続するものを表す図面において、その連続状態が明らかに分からない場合

(意匠法施行規則様式第 6 備考 12)

⑫ 意匠法施行規則様式第 6 備考 13 によるコードなどの中間省略をした図面において下記に該当する場合

- (i) 省略箇所が 2 本の平行な 1 点鎖線で切断されていない図面
- (ii) 省略箇所が図面上何 cm 省略されているかの説明の記載がない場合

⑬ 6 面図又は 2 面図だけでは意匠が十分表現されない場合において、下記

の図面がない場合

- (i) 意匠法施行規則様式第6備考14に規定する展開図、断面図、拡大図など
- (ii) 積み木、組木にあつては意匠法施行規則様式第6備考19に規定する斜視図

⑮断面図などの切断面および切断箇所が表示が下記に該当する場合

- (i) 切断面に平行斜線が不完全又ははない場合
- (ii) 切断箇所が表示（切断鎖線、符号及び矢印）によって明確に示されていない場合

ただし、何面図中央縦断面図、何面図中央横断面図と記載することにより、切断箇所を明示した場合を除く。

（意匠法施行規則様式第6備考15）

⑯部分拡大図について、その拡大箇所の表示（切断鎖線、符号、矢印）がない場合

（意匠法施行規則様式第6備考16）

⑰分離できる物品が下記に該当する場合

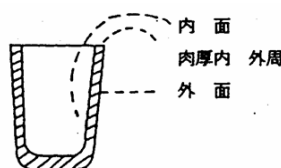
ふたと本体のように分離することができる物品であつて、組み合わせたままでは十分意匠を表現することができない場合に、組み合わせた図とそれぞれの構成部分についての図面がない場合

（意匠法施行規則様式第6備考18）

⑱透明な意匠の図面が意匠法施行規則様式第6備考24の規定によって作成されていない場合

（注） 備考24に規定する「外周」について

コップの縦断面図による例示



- (i) 電球のように、透けて見える部分をそのまま表さなくては、その意匠を十分表現できないものは、備考24イの要領で表す。ただし、肉厚は表さない。
- (ii) その他のものは不透明体のように表し、形状、模様が重合する場合は備考24ロ、ハの要領で表す。

なお、鳥かごのように後面が透けて見えるもので、その形状、模様が重合する場合も同様とする。

（意匠法第6条第7項） （上記⑧参照）

21.1.3 工業上利用することができるものであること

意匠法で保護される意匠は、特許法、実用新案法にいう産業上利用することができる発明又は考案とは異なり、工業的方法により量産可能なものに限られる。例えば、農具は農業に使用されるものであるが、農具そのものは工業的方法により量産されるものであるから、その意匠は工業上利用することができるものに該当する。

(1) 工業上利用することができることについて

工業上利用することができるとは、工業的技術を利用して同一物を反復して多量に生産し得るということであり、現実に工業上利用されていることを要せず、その可能性を有していれば足りる。

(2) 工業上利用することができるものと認められないものの例

以下に該当するものは、工業上利用することができるものと認められず、意匠法第3条第1項柱書の規定により意匠登録を受けることができない。

①自然物を意匠の主たる要素として使用したもので量産できないもの

自然石をそのまま使用した置物のように、ほとんど加工を施さない自然物をそのままの形状で使用するもの、すなわち自然が生み出した造形美というべきものを意匠の主たる要素としたものであって、工業的技術を利用して同一物を反復して多量に生産し得るものでないことから、工業上利用することができるものに該当しない。

②土地建物などの不動産

工業的技術を利用して同一物を反復して多量に生産し得るものでないことから、工業上利用することができるものに該当しない。(上記21.1.1(2)「物品と認められないものの例」参照)

③純粋美術の分野に属する著作物

このような著作物は、工業的技術を利用して同一物を反復して多量に生産することを目的として製作されたものではないため、工業上利用することができるものに該当しない。

第7部 個別の意匠登録出願

第1章 部分意匠

71 関連条文

意匠法

第二条 この法律で「意匠」とは、物品（物品の部分を含む。第八条を除き、以下同じ。）の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合であつて、視覚を通じて美感を起こさせるものをいう。

2 前項において、物品の部分の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合には、物品の操作（当該物品がその機能を発揮できる状態にするために行われるものに限る。）の用に供される画像であつて、当該物品又はこれと一体として用いられる物品に表示されるものが含まれるものとする。

（第3項及び第4項略）

意匠法施行規則

様式第2〔備考〕

8 物品の部分について意匠登録を受けようとするときは、「【意匠に係る物品】」の欄の上に「【部分意匠】」の欄を設ける。

39 （第1部「願書・図面」第1章「意匠登録出願」11「関連条文」参照）

様式第6〔備考〕

8 （第2部「意匠登録の要件」第1章「工業上利用することができる意匠」21「関連条文」参照）

9 （第2部「意匠登録の要件」第1章「工業上利用することができる意匠」21「関連条文」参照）

10 （第2部「意匠登録の要件」第1章「工業上利用することができる意匠」21「関連条文」参照）

11 物品の部分について意匠登録を受けようとする場合は、8から10まで及び14に規定される画像図（意匠法第2条第2項に規定する物品と一体として用いられる物品に表示される画像を表す図をいう。以下同じ。）において、意匠に係る物品のうち、意匠登録を受けようとする部分を実線で描き、その他の部分を破線で描く等により意匠登録を受けようとする部分を特定し、かつ、意匠登録を受けようとする部分を特定する方法を願書の「【意匠の説明】」の欄に記載する。

様式第7〔備考〕

4 その他は、様式第6の備考2、3、6、8から12まで、14及び18から23までと同様とする。

様式第8〔備考〕

3 物品の部分について意匠登録を受けようとする場合は、意匠に係る物品のうち、意匠登録を受けようとする部分以外の部分を黒色で塗りつぶす等により意匠登録を受けようとする部分を特定し、かつ、意匠登録を受けようとする部分を特定する方法を願書の「【意匠の説明】」の欄に記載する。

71.1 部分意匠とは

部分意匠は、意匠法第2条第1項の規定により、物品の部分の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合であると定義される。具体的には、以下のとおりとなる。

- (1) 部分意匠の意匠に係る物品は、意匠法の対象とする物品と認められなければならない。(第2部「意匠登録の要件」第1章「工業上利用することができる意匠」21.1.1.1「物品と認められるものであること」参照)
- (2) 当該物品全体の形態の中で一定の範囲を占める部分である。
- (3) 当該物品において、他の意匠と対比する際に対比の対象となり得る部分である。

71.2 部分意匠の意匠登録出願における願書・図面

71.2.1 部分意匠の意匠登録出願における願書の記載事項

(1) 「部分意匠」の欄

部分意匠の意匠登録出願と全体意匠の意匠登録出願とは、意匠登録を受けようとする方法及び対象が異なるものであることから、意匠法施行規則様式第2備考8の規定により、部分意匠の意匠登録出願をする場合には、その旨を明示するために、願書に「部分意匠」の欄が記載されていなければならない。

(2) 「意匠に係る物品」の欄の記載

部分意匠の意匠登録出願をする場合は、願書の「意匠に係る物品」の欄には、全体意匠の意匠登録出願をする場合と同様に、意匠法第7条の規定により別表第一の下欄に掲げる物品の区分又はそれと同程度の区分による物品の区分が記載されていなければならない。(第5部「一意匠一出願」参照)

例えば、カメラの意匠の創作において、「意匠登録を受けようとする部分」が当該グリップ部分であっても、権利の客体となる意匠に係る物品が当該グリップ部分を含む「カメラ」であることから、願書の「意匠に係る物品」の欄には、「カメラ」と記載されていなければならない。

(3) 「意匠の説明」の欄の記載

意匠法施行規則様式第6備考11は、物品の部分について意匠登録を受けようとする場合には、一組の図面において、意匠に係る物品のうち、「意匠登録を受けようとする部分」は実線で描き、「その他の部分」を破

線で描く等により意匠登録を受けようとする部分を特定し、かつその特定する方法を願書の「意匠の説明」の欄に記載する旨規定している。

したがって、部分意匠の意匠登録出願においては、一組の図面において、「意匠登録を受けようとする部分」をどのようにして特定したか、その方法が願書の「意匠の説明」の欄に記載されていなければならない。

(4) 「意匠に係る物品の説明」の欄の記載

意匠法施行規則様式第2備考39の規定は、部分意匠の意匠登録出願にも適用される。

したがって、部分意匠の意匠に係る物品が、経済産業省令で定める物品の区分のいずれにも属さない場合には、その物品の使用の目的、使用の状態等物品の理解を助けることができるような説明が、願書の「意匠に係る物品の説明」の欄に記載されていなければならない。

71.2.2 部分意匠の意匠登録出願における図面等の記載

部分意匠の意匠登録出願をする場合は、意匠法施行規則様式第6備考11の規定により図面等を作成する。

(1) 一組の図面

「意匠登録を受けようとする部分」と「その他の部分」を含む、部分意匠の意匠に係る物品全体の形態について、一組の図面が必要である。

(2) 図の省略

以下の場合には、図の省略が認められる。

- ①意匠法施行規則様式第6備考8に規定される同一又は対称である場合の一方の図の省略
- ②意匠法施行規則様式第6備考9の規定により認められた図の省略
- ③意匠法施行規則様式第6備考10に規定される表面図と裏面図が同一若しくは対称の場合又は裏面が無模様の場合の裏面図の省略
- ④正面図、背面図、左側面図及び右側面図が同一の場合の、背面図、左側面図及び右側面図の省略
- ⑤意匠法第2条第2項に規定する物品と一体として用いられる物品に表示される画像についてのみ意匠登録を受けようとする部分意匠の出願の場合における、画像図以外の意匠に係る物品を表す一組の図面又は一部の図の省略
- ⑥物品の部分について意匠登録を受けようとする場合であって、意匠登録を受けようとする部分以外の部分のみが表れる図のうち、以下のaからcのいずれかに該当する図の省略
 - a 正面図又は背面図のいずれか一方
 - b 左側面図又は右側面図のいずれか一方

c 平面図又は底面図のいずれか一方

(3) 「意匠登録を受けようとする部分」の特定

立体的なものについて部分意匠の意匠登録出願をする場合は、意匠法施行規則様式第6備考11の規定によれば、意匠法施行規則様式第6備考8に規定される一組の図面において、「意匠登録を受けようとする部分」を実線で描き、「その他の部分」を破線で描く等により「意匠登録を受けようとする部分」が特定されていなければならない。

したがって、「意匠登録を受けようとする部分」を、例えば、断面図、斜視図、使用状態を示す参考図等において特定することは認められない。

ただし、部分意匠の意匠登録出願において「意匠登録を受けようとする部分」を特定する場合に、一組の図面の他に断面図を加えないと作図上当該部分を特定することができないものもあることから、その場合には、一組の図面に断面図を加えて当該部分を特定することができるものとする。

なお、その場合には、当該断面図が、「意匠登録を受けようとする部分」を特定するための図ではなく、その意匠を十分表現することができないときに加える通常の断面図と認められ、結果として「意匠登録を受けようとする部分」が特定しないと判断される場合もあることから、意匠登録出願人には、意匠登録出願の際に願書の「意匠の説明」の欄に、例えば、「断面図を含めて『意匠登録を受けようとする部分』を特定している。」旨記載することを奨励している。

(4) 部分意匠の開示の程度

部分意匠の意匠登録出願については、「意匠登録を受けようとする部分」と「その他の部分」を含む、部分意匠の意匠に係る物品全体の形態に、願書の「意匠に係る物品」の欄に記載された物品の区分に属する物品を認識するのに必要な最低限の構成要素が少なくとも明確に表されていない。 (下記71.4.1.2「意匠が具体的なものであること」 (2) 「意匠が具体的なものと認められない場合の例」 (5)参照)

71.3 部分意匠の意匠登録出願に係る意匠の認定

部分意匠の意匠登録出願に係る意匠の認定は、以下の点に関して、願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断して行う。

したがって、願書又は願書に添付した図面等に該当しない書類、例えば、特徴記載書、優先権証明書、意匠法第4条第2項の規定の適用を受けるための証明書等は、部分意匠の意匠登録出願に係る意匠の認定の際には、その基礎となる資料とはしない。(第1部「願書・図面」第2章「意匠登録出願に係る意匠の認定」参照)

(1) 部分意匠の意匠に係る物品

当該部分意匠の意匠に係る物品の使用の目的、使用の状態等に基づき用途及び機能を認定する。

(2) 「意匠登録を受けようとする部分」の用途及び機能

「意匠登録を受けようとする部分」の用途及び機能は、前記認定した部分意匠の意匠に係る物品が有する用途及び機能に基づいて認定する。

(3) 「意匠登録を受けようとする部分」の位置、大きさ、範囲

位置とは、部分意匠の意匠に係る物品全体の形態に対する当該「意匠登録を受けようとする部分」の相対的な位置関係をいう。

大きさとは、主として「意匠登録を受けようとする部分」の絶対的な大きさをいう。なお、大きさについては、絶対的な一の大きさ（寸法）を認定するものではなく、当該意匠の属する分野における常識的な大きさの範囲を認定するものである。（第1部「願書・図面」第1章「意匠登録出願」11.1「意匠法第6条の規定」参照）

また、範囲とは、主として部分意匠の意匠に係る物品全体の形態に対する当該「意匠登録を受けようとする部分」の相対的な大きさ（面積比）をいう。

(4) 「意匠登録を受けようとする部分」の形態

① 「意匠登録を受けようとする部分」の認定

「意匠登録を受けようとする部分」を認定する際には、意匠登録出願人が願書の「意匠の説明」の欄に記載した特定方法により行う。

また、「意匠登録を受けようとする部分」の認定の基礎となる図面は、原則、一組の図面であるが、願書の「意匠の説明」の欄に、例えば、「断面図を含めて『意匠登録を受けようとする部分』を特定している。」旨記載されているときには、断面図をも含めて「意匠登録を受けようとする部分」を認定する。

② 「意匠登録を受けようとする部分」の形態の認定

「意匠登録を受けようとする部分」の形態は、全体意匠と同様に、一組の図面及び断面図、斜視図等その他必要な図及び使用の状態を示した図等その他の参考図に基づいて認定する。

71.4 部分意匠に関する意匠登録の要件

部分意匠として意匠登録出願されたもの（注）が意匠登録を受けるためには、全体意匠の意匠登録出願と同様に、以下のすべての要件を満たさなければならない。

（注）

部分意匠として意匠登録出願されたものとは、意匠法第2条第1項において定義されている意匠

に該当するか否かの判断が審査官によって未だされていないものを指す。

- (1) 工業上利用することができる意匠であること (→71.4.1)
- (2) 新規性を有すること (→71.4.2)
- (3) 創作非容易性を有すること (→71.4.3)
- (4) 先願意匠の一部と同一又は類似の後願意匠でないこと (→71.4.4)

71.4.1 工業上利用することができる意匠

部分意匠として意匠登録出願されたものが、意匠法第3条第1項柱書に規定する工業上利用することができる意匠に該当するためには、以下のすべての要件を満たさなければならない。

したがって、以下のいずれかの要件を満たしていないものは、意匠法第3条第1項柱書に規定する工業上利用することができる意匠に該当しないため、意匠登録を受けることができない。

- (1) 意匠を構成するものであること (→71.4.1.1)
- (2) 意匠が具体的なものであること (→71.4.1.2)
- (3) 工業上利用することができるものであること (→71.4.1.3)

71.4.1.1 意匠を構成するものであること

部分意匠として意匠登録出願されたものが、意匠法第2条第1項において定義されている意匠を構成するためには、以下のすべての要件を満たしていなければならない。

- (1) 物品と認められるものであること (→71.4.1.1.1)
- (2) 物品自体の形態であること (→71.4.1.1.2)
- (3) 視覚に訴えるものであること (→71.4.1.1.3)
- (4) 視覚を通じて美感を起こさせるものであること (→71.4.1.1.4)
- (5) 一定の範囲を占める部分であること (→71.4.1.1.5)
- (6) 他の意匠と対比する際に対比の対象となり得る部分であること (→71.4.1.1.6)

71.4.1.1.1 物品と認められるものであること

部分意匠の意匠に係る物品が、意匠法の対象とする物品と認められなければならない。

(1) 物品と認められるものの例

- ①部分意匠の意匠に係る物品が意匠法の対象とする物品と認められる「靴下」であって、「意匠登録を受けようとする部分」が意匠法の対象とする物品とは認められ

ない「靴下のかかと部分」であるもの

- ②部分意匠の意匠に係る物品が意匠法の対象とする物品と認められる「包装用容器」であって、「意匠登録を受けようとする部分」が意匠法の対象とする物品と認められる「包装用容器の蓋」の部分であるもの

(2) 物品と認められないものの例

- ①「意匠登録を受けようとする部分」として模様のみを図面に表し、部分意匠の意匠に係る物品を「繊維製品に表す模様」としたもの

71.4.1.1.2 物品自体の形態であること

部分意匠の意匠に係る物品全体の形態が、物品自体の形態でなければならない。

(1) 物品自体の形態と認められないものの例

- ①販売展示効果を目的としてハンカチを結んでできた花の形状の一部を「意匠登録を受けようとする部分」としたもの

71.4.1.1.3 視覚に訴えるものであること

「意匠登録を受けようとする部分」の全体の形態が、視覚に訴えるものでなければならない。

(1) 視覚に訴えるものと認められないものの例

- ①「意匠登録を受けようとする部分」の全体の形態が、部分意匠の意匠に係る物品の通常取引状態において、外部から視認できないもの
- ②「意匠登録を受けようとする部分」の全体の形態が微細であるために、肉眼によってはその形態を認識することができないもの

71.4.1.1.4 視覚を通じて美感を起こさせるものであること

「意匠登録を受けようとする部分」が、視覚を通じて美感を起こさせるものでなければならない。

71.4.1.1.5 一定の範囲を占める部分であること

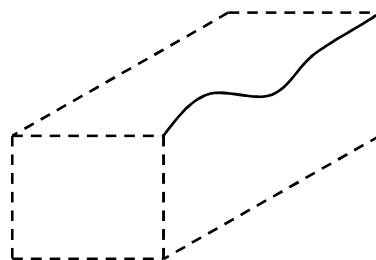
「意匠登録を受けようとする部分」は、部分意匠の意匠に係る物品全体の形態の中で一定の範囲を占める部分、すなわち、当該意匠の外観の中に含まれる一つの閉じられた領域で

なければならない。

(1) 一定の範囲を占める部分に該当すると認められないものの例

- ①「意匠登録を受けようとする部分」が稜線のみのもので、稜線は面積を持たないものであるため、一定の範囲を占める部分に該当しない。

【事例】「建築用コンクリートブロック」



②部分意匠の意匠に係る物品全体の形態のシルエットのみを表したもの

当該意匠の外観の中に含まれる一つの閉じられた領域とは認められないため、一定の範囲を占める部分に該当しない。

【事例】

乗用自動車の側面を投影したシルエットのみを表したもの

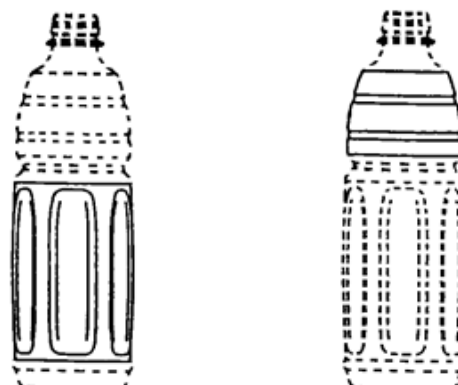
71.4.1.1.6 他の意匠と対比する際に対比の対象となり得る部分であること

「意匠登録を受けようとする部分」が、当該物品全体の形態の中で一定の範囲を占める部分であっても、他の意匠と対比する際に対比の対象となり得る意匠の創作の単位が表されていないなければならない。

(1) 他の意匠と対比する際に対比の対象となり得る部分に該当すると認められるものの例

以下の事例は、いずれも「意匠登録を受けようとする部分」が包装用容器という物品全体の形態の中で一定の範囲を占める部分であって、他の意匠と対比する際に対比の対象となり得る意匠の創作の単位が表されている。

【事例1】「包装用容器」 【事例2】「包装用容器」



(2) 「意匠登録を受けようとする部分」に意匠の創作の単位が一つも含まれていないものの例

以下の事例は、「意匠登録を受けようとする部分」が、包装用容器という物品全体の形態の中で一定の範囲を占める部分であっても、他の意匠と対比する際に対比の対象となり得る意匠の創作の単位が表されていない。

【事例】「包装用容器」



71.4.1.2 意匠が具体的なものであること

第一に、その意匠の属する分野における通常知識に基づいて、出願当初の願書の記載及び願書に添付された図面等から意匠登録出願の方法及び対象が部分意匠の意匠登録出願であることが直接的に導き出されなくてはならない。

次に、部分意匠の意匠登録出願に係る意匠が具体的なものと認められるためには、全体意匠と同様に、その意匠の属する分野における通常知識に基づいて、出願当初の願書の記載及び願書に添付した図面等から具体的な一の意匠の内容、すなわち、以下の①から④についての具体的な内容が、直接的に導き出されなければならない。

①部分意匠の意匠に係る物品

- ②「意匠登録を受けようとする部分」の用途及び機能
- ③「意匠登録を受けようとする部分」の位置、大きさ、範囲
- ④「意匠登録を受けようとする部分」の形態

また、「意匠登録を受けようとする部分」と「その他の部分」を含む、部分意匠の意匠に係る物品全体の形態に、願書の「意匠に係る物品」の欄に記載された物品の区分に属する物品を認識するのに必要な最低限の構成要素が少なくとも具体的に表されていなければならない。

なお、願書の記載又は願書に添付した図面等の記載の正確性については、全体意匠に関する取扱いが適用されるため、第2部「意匠登録の要件」第1章「工業上利用することができる意匠」21.1.2「意匠が具体的なものであること」を参照されたい。

(1) 意匠が具体的なものと認められる場合の例

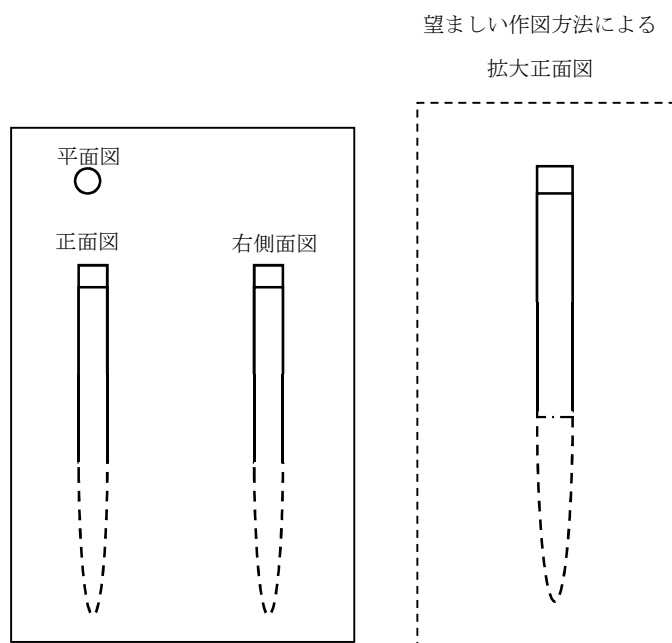
①出願当初の願書に「部分意匠」の欄の表示がない場合であっても、願書の「意匠の説明」の欄の記載及び願書に添付した図面等の具体的な表現によって、当該意匠登録出願が部分意匠に関するものであることが明らかな場合

②境界線の表示がないことが作図上の誤記と認められ、願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断すれば、「意匠登録を受けようとする部分」の境界を当然に導き出すことができる場合

「意匠登録を受けようとする部分」は、部分意匠の意匠に係る物品全体の形態の中で一定の範囲を占める部分、すなわち、当該意匠の外観の中に含まれる一つの閉じられた領域でなければならない。(上記71.4.1.1.5「一定の範囲を占める部分であること」参照)

ただし、例えば、下記の「柵用支柱」のように線材、棒状のようなものであって、各図の記載や当該物品の特質等から総合的に判断した場合に、「意匠登録を受けようとする部分」の外形を表す実線の端部を直線で連結した位置を境界とみなすことに問題がないと認められるときは、「意匠登録を受けようとする部分」が一定の範囲を占めているものとして取り扱う。

【事例】 「柵用支柱」



(2) 意匠が具体的なものと認められない場合の例

願書又は願書に添付した図面等に、以下のような記載不備を有しており、願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断しても、具体的な一の意匠の内容を直接的に導き出せないときは、意匠が具体的なものとは認められない。

- ①出願当初の願書に「部分意匠」の欄がなく、かつ「意匠の説明」の欄に「意匠登録を受けようとする部分」を特定する方法についての記載がなく、願書に添付した図面の各図が実線と破線とにより記載されているときのように、部分意匠の意匠登録出願であるか、全体意匠の意匠登録出願であるか明らかでない場合
- ②部分意匠の意匠に係る物品又は「意匠登録を受けようとする部分」の具体的な用途及び機能が明らかでない場合
- ③「意匠登録を受けようとする部分」の全体の形態が表されていない場合
- ④「その他の部分」の全体の形態が表されていない場合
- ⑤「意匠登録を受けようとする部分」と「その他の部分」を含む、部分意匠の意匠に係る物品全体の形態に、願書の「意匠に係る物品」の欄に記載された物品の区分に属する物品を認識するのに必要な最低限含まれていなければならない構成要素が明確に表されていない場合
- ⑥「意匠登録を受けようとする部分」の形態が明らかでない場合

- (i) 「意匠登録を受けようとする部分」の形態が、各図不一致の場合
 - (ii) 「意匠登録を受けようとする部分」が一つの閉じられた領域でない場合
 - (iii) 「意匠登録を受けようとする部分」を一組の図面以外の図面のみにより特定している場合（例えば、斜視図のみで特定しているもの）
 - (iv) 一組の図面において、「意匠登録を受けようとする部分」と「その他の部分」とを描き分けずに、願書の「意匠の説明」の欄において文章で「意匠登録を受けようとする部分」を特定している場合
- ⑦ 「その他の部分」の形態が明らかでない場合
破線等で表された「その他の部分」の形態が、例えば各図不一致により具体的でないときは、「意匠登録を受けようとする部分」の当該物品全体の形態の中での位置、大きさ、範囲が具体的とならないことから、意匠が具体的でないものとなる。
- ⑧ 出願当初の願書の「意匠の説明」の欄に、図面において「意匠登録を受けようとする部分」がどのように特定されているかについての記載がない場合

71.4.1.3 工業上利用することができるものであること

部分意匠の意匠に係る物品が、工業上利用することができるものでなくてはならない。

なお、「意匠登録を受けようとする部分」については、工業上利用することができるか否かを判断しない。

71.4.2 新規性

意匠法第3条第1項各号の規定の適用については、当該部分意匠が公知の意匠のいずれかの意匠に該当するか否か、又は公知の意匠に類似する意匠に該当するか否かを判断することにより行う。

71.4.2.1 意匠法第3条第1項第1号及び第2号

部分意匠が、公知の意匠に該当するか否かの判断を行い得るためには、公知の意匠の中に、原則的に、部分意匠の意匠登録出願の「意匠登録を受けようとする部分」の全体の形態が開示されていなければならない。

その他の判断基準については、全体意匠についての判断基準が適用されるため、第2部「意匠登録の要件」第2章「新規性」22.1.1「意匠法第3条第1項第1号」及び22.1.2「意匠法第3条第1項第2号」を参照されたい。

71.4.2.2 意匠法第3条第1項第3号

71.4.2.2.1 公知の意匠と部分意匠との類否判断

意匠は、物品と形態が一体不可分のものであるから、部分意匠の意匠に係る物品と公知の意匠の意匠に係る物品とが同一又は類似でなければ意匠の類似は生じない。

例えば、カメラの意匠の創作において当該グリップ部分が部分意匠として意匠登録出願された場合、権利の客体となる意匠に係る物品は、当該グリップ部分を含む「カメラ」であることから、新規性の判断の基礎となる資料は、「カメラ」及びそれに類似する物品に係る意匠となる。

この要件のもと、部分意匠と公知の意匠とが以下のすべてに該当する場合、両意匠は類似する。

- ①部分意匠の意匠に係る物品と公知の意匠の意匠に係る物品とが同一又は類似であること
- ②部分意匠の意匠登録出願の「意匠登録を受けようとする部分」と公知の意匠における「意匠登録を受けようとする部分」に相当する箇所との用途及び機能が同一又は類似であること
- ③部分意匠の意匠登録出願の「意匠登録を受けようとする部分」と公知の意匠における「意匠登録を受けようとする部分」に相当する箇所との形態が同一又は類似であること
- ④部分意匠の意匠登録出願の「意匠登録を受けようとする部分」の当該物品全体の形態の中での位置、大きさ、範囲と公知の意匠における「意匠登録を受けようとする部分」に相当する箇所の当該物品全体の形態の中での位置、大きさ、範囲とが同一又は当該意匠の属する分野においてありふれた範囲内のものであること

なお、上記①から④について、すべて同一の場合、両意匠は同一となる。

(1) 意匠に係る物品の共通点及び差異点の認定

部分意匠の意匠に係る物品と公知の意匠の意匠に係る物品のそれぞれの用途及び機能について共通点及び差異点を認定する。

(2) 当該部分における用途及び機能の共通点及び差異点の認定

「意匠登録を受けようとする部分」と公知の意匠にお

ける「意匠登録を受けようとする部分」に相当する箇所のそれぞれの用途及び機能について共通点及び差異点を認定する。

(3) 当該部分の形態の共通点及び差異点の認定

「意匠登録を受けようとする部分」と公知の意匠における「意匠登録を受けようとする部分」に相当する箇所のそれぞれの全体の形態及び各部の形態について共通点及び差異点を認定する。

ただし、「その他の部分」の形態については直接共通点及び差異点を認定しない。

(4) 当該部分の位置、大きさ、範囲の共通点及び差異点の認定

「意匠登録を受けようとする部分」の当該物品全体の形態の中での位置、大きさ、範囲と、公知の意匠における「意匠登録を受けようとする部分」に相当する箇所の当該物品全体の形態の中での位置、大きさ、範囲について共通点及び差異点を認定する。

(5) 公知の意匠と部分意匠との類否判断

公知の意匠と部分意匠との類否判断は、両意匠が生ずる美感の類否についての判断をいう。具体的には、上記の(1)から(4)についての共通点及び差異点を意匠全体として総合的に観察して、それらが両意匠の類否の判断に与える影響を評価することにより行う。なお、それらの共通点及び差異点が意匠の類否判断に与える影響は、個別の意匠ごとに変化するものであるが、一般的には、

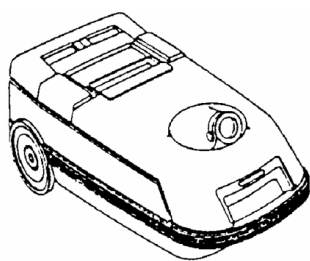
- ①見えやすい部分は、相対的に影響が大きい。
- ②ありふれた形態の部分は、相対的に影響が小さい。
- ③大きさの違いは、当該意匠の属する分野において常識的な範囲内のものであれば、ほとんど影響を与えない。
- ④材質の違いは、外観上の特徴として表れなければ、ほとんど影響を与えない。
- ⑤色彩のみの違いは、形状又は模様の変異に比してほとんど影響を与えない。

⑥位置、大きさ、範囲は、当該意匠の属する分野においてありふれた範囲内のものであれば、ほとんど影響を与えない。

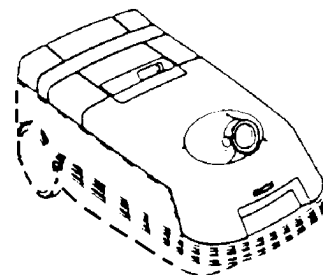
なお、「その他の部分」の形態のみについては対比の対象とはしない。

71.4.2.2.2 意匠法第3条第1項第3号の規定に該当する部分意匠の意匠登録出願の例

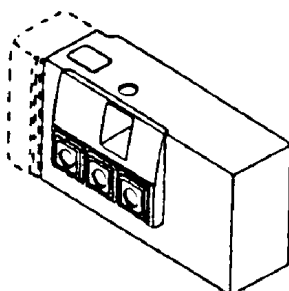
【事例1】 公知の意匠
「電気掃除機本体」



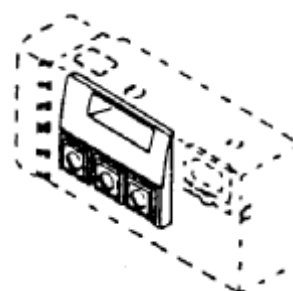
部分意匠の意匠登録出願
「電気掃除機本体」



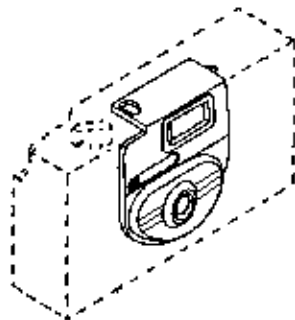
【事例2】 公知の意匠
「カメラ」
(意匠公報掲載の部分意匠)



部分意匠の意匠登録出願
「カメラ」



【事例3】 公知の意匠
「カメラ」
(意匠公報掲載の部分意匠)



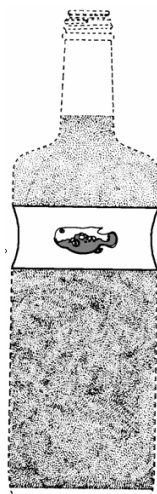
部分意匠の意匠登録出願
「ファインダー付カメラ用レンズ」



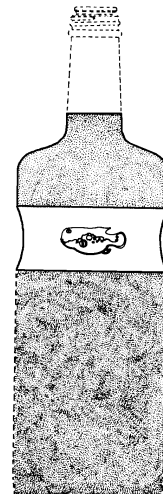
(注)

「ファインダー付カメラ用レンズ」という物品の区分は、事例の説明のためのものであって、別表第一に掲げられた物品の区分と同程度と認められる具体的な物品の区分の事例を示したものではない点に注意されたい。

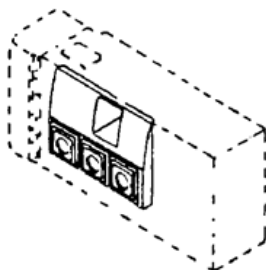
【事例4】 公知の意匠
「包装用びん」
(意匠公報掲載の部分意匠)



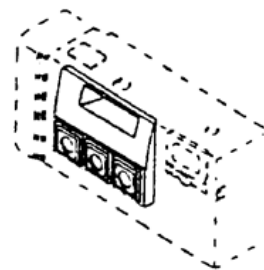
部分意匠の意匠登録出願
「包装用びん」



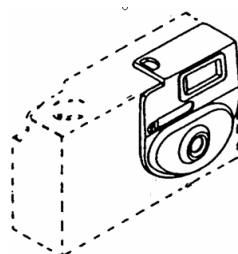
【事例5】 公知の意匠
「カメラ」
(意匠公報掲載の部分意匠)



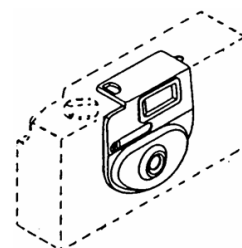
部分意匠の意匠登録出願
「カメラ」



【事例6】 公知の意匠
「デジタルカメラ」
(意匠公報掲載の部分意匠)



部分意匠の意匠登録出願
「デジタルカメラ」



71.4.3 創作非容易性

意匠法第3条第2項の規定の適用についての判断は、「意匠登録を受けようとする部分」の全体の形態が、当該意匠登録出願前に公然知られた形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合に基づいて当業者であれば容易に創作することができたものであるか否かを判断すると共に、当該部分の用途及び機能を考慮し、「意匠登録を受けようとする部分」を当該物品全体の形態の中において、その位置、その大きさ、その範囲とすることが、当業者にとってありふれた手法であるか否かを判断することにより行う。

なお、その他の判断基準については、全体意匠についての判断基準が適用されるため、第2部「意匠登録の要件」第3章「創作非容易性」を参照されたい。

71.4.4 先願意匠の一部と同一又は類似の後願意匠

意匠法第3条の2の規定は、先願の意匠の一部とほとんどそのままのものが後願の部分意匠の「意匠登録を受けようとする部分」として意匠登録出願されたときのように、後願の部分意匠が何ら新しい意匠の創作とは認められない場合にも適用される。

なお、その他の判断基準については、全体意匠についての判断基準が適用されるため、第2部「意匠登録の要件」第4章「先願意匠の一部と同一又は類似の後願意匠の保護除外」を参照されたい。

71.4.4.1 先願に係る意匠として開示された意匠の一部と後願の部分意匠との類否判断

意匠法第3条の2の規定の適用にあたっては、先願に係る意匠として開示された意匠の中に、原則的に、意匠法第3条の2の規定の対象となる後願の部分意匠の「意匠登録を受けようとする部分」の全体の形態が開示されていること(先願に係る意匠として開示された意匠の中に、意匠法第3条の2の規定の対象となる後願の部分意匠の「意匠登録を受けようとする部分」の全体の形態が開示されていない場合であっても、対比可能な程度に十分表されている場合を含む。第2部「意匠登録の要件」第2章「新規性」22.1.2.6「刊行物に記載された意匠について」参照)が必要である。

先願に係る意匠として開示された意匠と、後願の部分意匠とが、①先願に係る意匠として開示された意匠が全体意匠であるか部分意匠であるか、②先願に係る意匠として開示された意匠の意匠に係る物品と後願の部分意匠の意匠に係る物品が同一、類似又は非類似のいずれであるかを問わず、先願に係る意匠として開示された意匠の中の後願の部分意匠の「意匠登録を受けようとする部分」に相当する一部と、後願の部分意匠の「意匠登録を受けようとする部分」との用途及び機能が同一又は類似であって、それぞれの形態が同一又は類似である場

合、先願に係る意匠として開示された意匠の中の後願の部分意匠の「意匠登録を受けようとする部分」に相当する一部と後願の部分意匠とは類似する。

71.4.4.2 意匠法第3条の2の規定に該当する部分意匠の意匠登録出願の例

意匠法第3条の2の規定に該当する部分意匠の意匠登録出願の事例については、上記71.4.2.2.2「意匠法第3条第1項第3号の規定に該当する部分意匠の意匠登録出願の例」事例1から事例6において、公知の意匠を先願に係る意匠として開示された意匠に読み替えて参照されたい。

71.5 部分意匠の意匠登録出願に関する新規性の喪失の例外

部分意匠の意匠登録出願についても、意匠法第4条第1項又は第2項の規定の適用を受けることができる。

なお、意匠法第4条第1項又は第2項の規定の適用を受けるための要件等その他の判断基準については、全体意匠の判断基準が適用されるため、第3部「新規性の喪失の例外」を参照されたい。

71.6 部分意匠の意匠登録出願に関する意匠法第5条の規定

意匠法第5条第1号及び第2号の規定の適用については、「意匠登録を受けようとする部分」と「その他の部分」を含む、部分意匠の意匠に係る物品全体の形態を判断の対象とする。ただし、意匠法第5条第3号の規定の適用については、「意匠登録を受けようとする部分」の形状のみを判断の対象とする。

なお、その他の判断基準については、全体意匠の判断基準が適用されるため、第4部「意匠登録を受けることができない意匠」を参照されたい。

71.7 部分意匠の意匠登録出願に関する一意匠一出願

部分意匠の意匠登録出願についても、意匠法第7条に規定する要件を満たさなければならない。

なお、その他の判断基準については、全体意匠の判断基準が適用されるため、第5部「一意匠一出願」を参照されたい。

71.7.1 意匠法第7条に規定する要件を満たさないものの例

71.7.1.1 物品の区分によらない願書の「意匠に係る物品」の欄の記載の例

部分意匠の意匠登録出願において、願書の「意匠に係る物品」の欄に、物品の区分の後に「の部分」、「の部分意匠」等の語を付したもの（例えば、「靴下のかかと部分」、「靴下のかかとの部分意匠」）の記載があるときは、別表第一に記載された物品の区分又はそれと同程度の区分による物品の区分とは認められない。

71.7.1.2 意匠ごとに出願されていないものの例

一つの部分意匠の意匠に係る物品の中に、物理的に分離した二以上の「意匠登録を受けようとする部分」が含まれているものは、意匠ごとにした意匠登録出願と認められない。

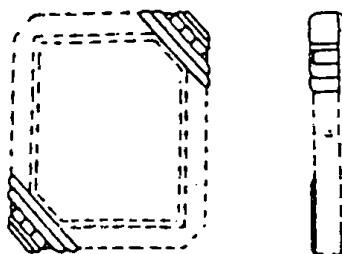
71.7.1.2.1 物理的に分離した二以上の「意匠登録を受けようとする部分」が含まれているものであっても一意匠と取り扱うものの類型

以下のいずれかに該当する場合は、物理的に分離した二以上の「意匠登録を受けようとする部分」が含まれているものであっても、一意匠と取り扱う。

(1) 形態的な一体性が認められる場合

物理的に分離した二以上の「意匠登録を受けようとする部分」であっても、対称となる形態、一組となる形態等、関連性をもって創作されるものは、形態的な一体性が認められる。

【事例1】「腕時計用側」



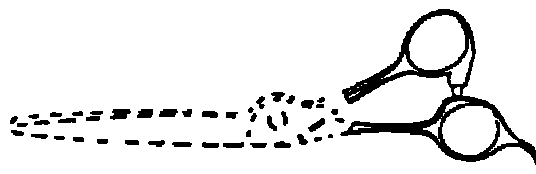
【事例2】「ティーシャツ」



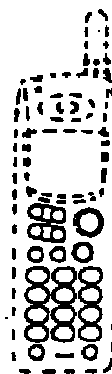
(2) 機能的な一体性が認められる場合

物理的に分離した二以上の「意匠登録を受けようとする部分」であっても、全体として一つの機能を果たすことから一体的に創作される関係にあるものは、機能的な一体性が認められる。

【事例1】「理髪用はさみ」



【事例2】「携帯電話」



71.8 組物の意匠に係る部分意匠

意匠法第8条の組物の意匠に係る部分意匠は、意匠登録を受けることができない。(第7部「個別の意匠登録出願」第2章「組物の意匠」72.1.2「組物の意匠に係る部分意匠」参照)

71.9 部分意匠の意匠登録出願に関する意匠法第9条及び第10条の規定

意匠法第9条及び第10条の規定は、部分意匠の意匠登録出願同士においてその適用について判断する。

なお、その他の判断基準については、全体意匠についての判断基準が適用されるため、第6部「先願」及び第7部「個別の意匠登録出願」第3章「関連意匠」を参照されたい。

71.9.1 部分意匠と部分意匠との類否判断

部分意匠同士が以下のすべてに該当する場合、両意匠は類似する。

- ①部分意匠の意匠に係る物品の用途及び機能が、同一又は類似であること
- ②「意匠登録を受けようとする部分」の用途及び機能が、同一又は類似で

あること

③「意匠登録を受けようとする部分」の形態が、同一又は類似であること

④「意匠登録を受けようとする部分」の当該物品全体の形態の中での位置、大きさ、範囲が、同一又は当該意匠の属する分野においてありふれた範囲内のものであること

なお、上記①から④について、すべて同一の場合、両意匠は同一となる。

(1) 意匠に係る物品の共通点及び差異点の認定

部分意匠の意匠に係る物品のそれぞれの用途及び機能について、共通点及び差異点を認定する。

(2) 当該部分における用途及び機能の共通点及び差異点の認定

「意匠登録を受けようとする部分」のそれぞれの用途及び機能について、共通点及び差異点を認定する。

(3) 当該部分の形態の共通点及び差異点の認定

「意匠登録を受けようとする部分」のそれぞれの全体の形態及び各部の形態について共通点及び差異点を認定する。

(4) 当該部分の位置、大きさ、範囲の共通点及び差異点の認定

「意匠登録を受けようとする部分」の当該物品全体の形態の中でのそれぞれの位置、大きさ、範囲について共通点及び差異点を認定する。

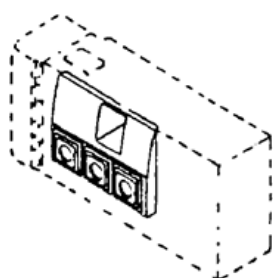
(5) 部分意匠と部分意匠との類否判断

部分意匠と部分意匠との類否判断については、上記 71.4.2.2.1 「公知の意匠と部分意匠との類否判断」(5) 「公知の意匠と部分意匠との類否判断」に準じて行う。

71.9.1.1 意匠法第9条第1項において類似するものと認められる部分意匠の意匠登録出願の例

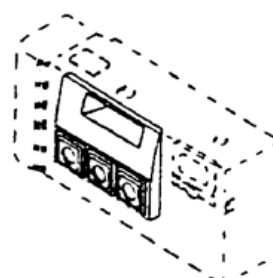
【事例1】先願に係る部分意匠の
意匠登録出願

「カメラ」

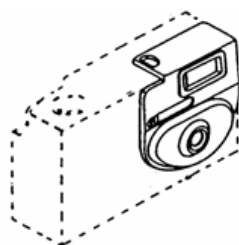


部分意匠の意匠登録出願

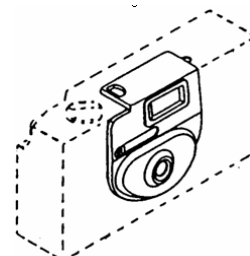
「カメラ」



【事例2】先願に係る部分意匠の
意匠登録出願
「デジタルカメラ」



部分意匠の意匠登録出願
「デジタルカメラ」



なお、上記事例の右側の部分意匠の意匠登録出願が、左側の先願に係る部分意匠の意匠登録出願の出願日後から、その意匠登録出願に係る意匠公報（登録意匠公報、同日競願に係る協議不成立又は不能の場合の拒絶確定出願を公示する公報）の発行日（同日を含む。）までに
出願されたものである場合には、意匠法第3条の2の規定にも該当することから、審査実務上は、意匠法第3条の2の規定を適用する。

71.9.1.2 意匠法第9条第2項又は第10条において類似するものと認められる部分意匠の意匠登録出願の例

当該事例については、上記71.9.1.1「意匠法第9条第1項において類似するものと認められる部分意匠の意匠登録出願の例」事例1及び事例2において、左側の先願に係る部分意匠の意匠登録出願を同日に出願された部分意匠の意匠登録出願に読み替えて参照されたい。

71.10 部分意匠の意匠登録出願に関する要旨の変更

71.10.1 部分意匠の意匠の要旨

部分意匠の意匠の要旨とは、その意匠の属する分野における通常の知識に基づいて願書の記載及び願書に添付した図面等に表された部分意匠を認定するための各要素（①部分意匠の意匠に係る物品、②「意匠登録を受けようとする部分」の用途及び機能、③「意匠登録を受けようとする部分」の位置、大きさ、範囲、④「意匠登録を受けようとする部分」の形態）から直接的に導き出される具体的な意匠の内容をいう。

71.10.2 要旨を変更するものとなる補正の種類

願書の記載又は願書に添付した図面等にした補正が、以下のいずれかに該当する場合は、出願当初の願書の記載又は願書に添付した図面等の要旨を変更するものである。

なお、その他の判断基準については、全体意匠についての判断基準が適用されるため、第8部「願書・図面等の記載の補正」第2章「補正の却下」を参照されたい。

- (1) その意匠の属する分野における通常の知識に基づいて当然に導き出すことができる同一の範囲を超えて変更するものと認められる場合
- (2) 出願当初不明であった意匠の要旨を明確なものとするものと認められる場合

71.10.3 願書の記載についてした補正の具体的な取扱い

(1) 願書の「部分意匠」の欄を追加する補正

出願当初の願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断して、当該意匠登録出願が全体意匠の意匠登録出願であることを当然に導き出すことができるとき、又は総合的に判断しても、当該意匠登録出願が部分意匠の意匠登録出願であるか、全体意匠の意匠登録出願であるかが不明であって、どちらか一方を当然に導き出すことができないときに、願書の「部分意匠」の欄を追加することによって、当該意匠登録出願を部分意匠の意匠登録出願とする補正は、要旨を変更するものである。

出願当初の願書に「部分意匠」の欄がない場合であっても、願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断して、当該意匠登録出願が部分意匠の意匠登録出願であることを当然に導き出すことができるときに、願書に「部分意匠」の欄を追加する補正は、要旨を変更するものではない。

(2) 願書の「部分意匠」の欄を削除する補正

出願当初の願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断して、当該意匠登録出願が部分意匠の意匠登録出願であることを当然に導き出すことができるとき、又は総合的に判断しても、当該意匠登録出願が部分意匠の意匠登録出願であるか、全体意匠の意匠登録出願であるかが不明であって、どちらか一方を当然に導き出すことができないときに、願書の「部分意匠」の欄を削除して、当該意匠登録出願を全体意匠の意匠登録出願とする補正は、要旨を変更するものである。

出願当初の願書に「部分意匠」の欄がある場合であっても、願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断して、当該意匠登録出願が全体意匠の意匠登録出願であることを当然に導き出すことができるときに、願書の「部分意匠」の欄を削除する補正は、要旨を変更するものではない。

- (3) 部分意匠の意匠登録出願について、「意匠登録を受けようとする部分」を特定する方法に関する記載を補充する補正

出願当初の願書の「意匠の説明」の欄に「意匠登録を受けようとする部分」を特定する方法に関する記載がなく、願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断しても、「意匠登録を受けようとする部分」が不明であって、具体的な意匠を当然に導き出すことができないときに、「意匠登録を受けようとする部分」を特定する方法に関する記載を願書の「意匠の説明」の欄に補充する補正は、要旨を変更するものである。

出願当初の願書の「意匠の説明」の欄に「意匠登録を受けようとする部分」を特定する方法に関する記載がない場合であっても、願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断して、部分意匠の意匠登録出願であることが明確であって、「意匠登録を受けようとする部分」を当然に導き出すことができるときに、「意匠登録を受けようとする部分」を特定する方法に関する記載を願書の「意匠の説明」の欄に補充する補正は、要旨を変更するものではない。

- (4) 部分意匠の意匠登録出願について、「意匠登録を受けようとする部分」を特定する方法に関する記載を削除する補正

出願当初の願書に「部分意匠」の欄はないが、願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断して、当該意匠登録出願が部分意匠の意匠登録出願であることを当然に導き出すことができるときに、「意匠登録を受けようとする部分」を特定する方法に関する記載を願書の「意匠の説明」の欄から削除する補正は、要旨を変更するものである。

出願当初の願書に「部分意匠」の欄がなく、願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断して、当該意匠登録出願が全体意匠の意匠登録出願であることを当然に導き出すことができるときに、「意匠登録を受けようとする部分」を特定する方法に関する記載を願書の「意匠の説明」の欄から削除する補正は、要旨を変更するものではない。

71.10.4 願書に添付した図面等についてした補正の具体的な取扱い

- (1) 物理的に分離した二以上の「意匠登録を受けようとする部分」を包含する意匠登録出願を一の部分意匠にする補正

物理的に分離した二以上の「意匠登録を受けようとする部分」を包含して、一意匠と取り扱うことのできない部分意匠の意匠登録出願を分割する際に、分割した新たな部分意匠の意匠登録出願における「意匠登録を受けようとする部分」に相当する、もとの部分意匠の意匠登録出願の願書に添付した図面等に表されていた当該「意匠登録を受けようとする部分」を「その他の部分」に訂正する補正は、要旨を変更するものではない。

この場合、分割を伴わずに、願書に添付した図面等に表されている一の「意匠登録を受けようとする部分」以外のすべての「意匠登録を受けようとする部分」を「その他の部分」に訂正する補正も、要旨を変更するものではない。

(2) 「意匠登録を受けようとする部分」の形態等を変更する補正

「意匠登録を受けようとする部分」の形態を、その意匠の属する分野における通常の知識に基づいて当然に導き出すことができる同一の範囲を超えて変更する補正あるいは当該部分の形態自体は変更されていないが、「意匠登録を受けようとする部分」の当該物品全体の形態の中での位置、大きさ、範囲を同一の範囲を超えて変更する補正は、要旨を変更するものである。

また、出願当初の願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断しても、「意匠登録を受けようとする部分」の形態あるいは「意匠登録を受けようとする部分」の当該物品全体の形態の中での位置、大きさ、範囲が不明であるときに、それらを明確なものとする補正は、要旨を変更するものである。

(3) 「その他の部分」の形態を変更する補正

「その他の部分」の一部を実線に訂正することによって「意匠登録を受けようとする部分」の形態を、その意匠の属する分野における通常の知識に基づいて当然に導き出すことができる同一の範囲を超えて変更するものとなる補正あるいは「その他の部分」の輪郭形状を変更することによって、「意匠登録を受けようとする部分」の当該物品全体の形態の中での位置、大きさ、範囲を、その意匠の属する分野における通常の知識に基づいて当然に導き出すことができる同一の範囲を超えて変更するものとなる補正は、要旨を変更するものである。

出願当初の願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断して、当該意匠登録出願が部分意匠の意匠登録出願であることを当然に導き出すことができるときに、「その他の部分」を全て実線に訂正し、願書の記載についても必要な訂正をして当該部分意匠の意匠登録出願を全体意匠の意匠登録出願に変更する補正は、要旨を変更するものである。

71.11 部分意匠の意匠登録出願に関する分割

71.11.1 意匠ごとに出願されていない部分意匠の分割

一つの部分意匠の意匠に係る物品の中に、形態的あるいは機能的な一体性が認められない物理的に分離した二以上の「意匠登録を受けようとする部分」が包含されているものは、意匠ごとにした意匠登録出願とは認められず、意匠法第7条に規定する要件を満たさないものとして取り扱う。(上記 71.7.1.2

「意匠ごとに出願されていないものの例」参照)

この場合、二以上の部分意匠を含む部分意匠の意匠登録出願として、意匠法第10条の2の規定に基づく分割を認め、新たな部分意匠の意匠登録出願は、もとの部分意匠の意匠登録出願の時にしたものとみなす。

ただし、新たな意匠登録出願を全体意匠の意匠登録出願とした場合(例えば、もとの部分意匠の意匠登録出願の中の一つの「意匠登録を受けようとする部分」を部品の意匠として新たな意匠登録出願をした場合)には、意匠法第10条の2の規定に基づく適法な分割とは認めず、新たな意匠登録出願は、分割のあった時にしたものとして取り扱う。

71.11.2 意匠ごとに出願された意匠登録出願の一部を一又は二以上の部分意匠の意匠登録出願とする分割

一意匠と認められる全体意匠あるいは一意匠と取り扱われる部分意匠の意匠登録出願を一又は二以上の新たな部分意匠の意匠登録出願に分割した場合は、意匠法第10条の2の規定に基づく適法な分割とは認めず、新たな意匠登録出願は、分割のあった時にしたものとして取り扱う。

なお、その他の判断基準については、全体意匠についての判断基準が適用されるため、第9部「特殊な意匠登録出願」第1章「意匠登録出願の分割」を参照されたい。

71.12 特許出願又は実用新案登録出願から部分意匠の意匠登録出願への変更

特許出願又は実用新案登録出願の最初の明細書及び図面に、変更による新たな意匠登録出願の部分意匠が明確に認識し得るような具体的な記載があり、出願の変更の前と後の内容が同一と認められる場合に、変更による新たな部分意匠の意匠登録出願は、もとの特許出願又は実用新案登録出願の時にしたものとみなす。

なお、その他の判断基準については、全体意匠についての判断基準が適用されるため、第9部「特殊な意匠登録出願」第2章「出願の変更」を参照されたい。

71.13 パリ条約による優先権等の主張を伴う部分意匠の意匠登録出願

パリ条約による優先権等の主張の効果は、我が国への意匠登録出願に係る部分意匠と、それに対応するパリ条約による優先権等の主張の基礎となる第一国の出願に係る部分意匠とが同一の場合に認められる。

したがって、以下に該当する場合は、パリ条約による優先権等の主張の効果は認められない。

- (1) 第一国出願が全体意匠に係る出願であって、我が国への意匠登録出願がその全体意匠の一部である部分意匠に係るものである場合

- (2) 第一国出願が部分意匠に係る出願であって、我が国の意匠登録出願における部分意匠として「意匠登録を受けようとする部分」が、第一国出願に無い内容が付加されたものである場合又は第一国出願の内容の一部が含まれないものである場合
- (3) 第一国出願が部分意匠に係る複数の出願であって、我が国への意匠登録出願がそれらを組み合わせた部分意匠の意匠登録出願である場合
- (4) 第一国出願が部分意匠に係る出願であって、我が国への意匠登録出願が一般に破線で表される「その他の部分」を実線に変更した全体意匠の意匠登録出願である場合

なお、その他の判断基準については、全体意匠についての判断基準が適用されるため、第10部「パリ条約による優先権等の主張の手続」を参照されたい。

第 8 章 部分意匠の国際意匠登録出願

118 関連条文

意匠法：第 2 条第 1 項、第 2 項、第 6 0 条の 6 第 1 項

意匠法施行規則：様式第 2 備考 8、様式第 6 備考 11、備考 14、様式第 8 備考 3

ハーグ協定共通規則：第 9 規則 (2) (b)

ハーグ協定実施細則：第 4 0 3 節

118.1 国際意匠登録出願における部分意匠の取扱い

国際出願では、図面中には図示されるが「保護を求めないもの」について、説明において、又は、点線若しくは破線又は着色により表すことが認められている（ハーグ協定共通規則第 9 規則 (2) (b)、ハーグ協定実施細則第 4 0 3 節）。この「保護を求めないもの」の表現は、我が国意匠法において明示的に予定されたものではないが、ジュネーブ改正協定に基づく国際登録制度の趣旨を踏まえ、「保護を求めないもの」が表された国際意匠登録出願のうち、当該「保護を求めないもの」が、意匠に係る物品のうちの「意匠登録を受けようとする部分以外の部分」（以下「その他の部分」という。）に相当し、その結果、「意匠登録を受けようとする部分」を明確に認定することができるもの、すなわち、物品の部分の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合について意匠登録を受けようとする出願であると認めることが適当なものについては、我が国における部分意匠の意匠登録出願として取り扱う。

118.1.1 部分意匠の国際意匠登録出願に係る願書及び図面の記載

118.1.1.1 部分意匠の国際意匠登録出願に係る願書の記載

(1) 「意匠に係る物品」の欄の記載

「意匠に係る物品」の欄の記載については、第 7 部「個別の意匠登録出願」第 1 章「部分意匠」71. 2. 1「部分意匠の意匠登録出願における願書の記載事項」(2)「意匠に係る物品」の欄の記載」及び第 1 1 部「国際意匠登録出願」第 6 章「国際意匠登録出願に関する一意匠一出願」を参照されたい。

(2) 「意匠の説明」の欄の記載

部分意匠の国際意匠登録出願においては、図面中には図示されるが「保護を求めないもの」について、「意匠の説明」の欄に記載することができる。（ハーグ協定実施細則第 4 0 3 節）

なお、国際出願の出願様式には、国内の意匠登録出願に係る願書の「部分意匠」の欄の記載が認められていない。

118.1.1.2 部分意匠の国際意匠登録出願に係る図面の記載

部分意匠の国際意匠登録出願においては、図面中には図示されるが「保護を求めないもの」について、点線若しくは破線又は着色により表示することができる。(ハーグ協定実施細則第403節)

118.1.2 部分意匠の国際意匠登録出願に係る意匠の認定

部分意匠の国際意匠登録出願に係る意匠の認定は、以下の点に関して、国際意匠登録出願に係る願書及び図面の記載を総合的に判断して行う。

- ① 部分意匠の意匠に係る物品
- ② 「意匠登録を受けようとする部分」の用途及び機能
- ③ 「意匠登録を受けようとする部分」の位置、大きさ及び範囲
- ④ 「意匠登録を受けようとする部分」の形態

上記①～④の認定については、第7部「個別の意匠登録出願」第1章「部分意匠」71.3「部分意匠の意匠登録出願に係る意匠の認定」及び第11部「国際意匠登録出願」第2章「国際意匠登録出願に係る意匠の認定」112.2「国際意匠登録出願に係る意匠の認定」を参照されたい。

118.1.3 部分意匠に関する意匠登録の要件

部分意匠の国際意匠登録出願として意匠登録出願をされたもの(注)が意匠登録を受けるためには、全体意匠の国際意匠登録出願と同様に、以下のすべての要件を満たさなければならない。

(注)

部分意匠の国際意匠登録出願として意匠登録出願をされたものとは、意匠法第2条第1項において定義されている意匠に該当するか否かの判断が審査官によって未だされていないものを指す。

- (1) 工業上利用することができる意匠であること (→118.1.3.1)
- (2) 新規性を有すること (→118.1.3.2)
- (3) 創作非容易性を有すること (→118.1.3.3)
- (4) 先願意匠の一部と同一又は類似の後願意匠でないこと (→118.1.3.4)

118.1.3.1 工業上利用することができる意匠

部分意匠の国際意匠登録出願として意匠登録出願をされたものが、意匠法第3条第1項柱書に規定する工業上利用することができる意匠に該当するためには、以下のすべての要件を満たさなければならない。

したがって、以下のいずれかの要件を満たしていないものは、意匠法第3条第1項柱書に規定する工業上利用することができる意匠に該当しないため、意匠登録を受けることができない。

- (1) 意匠を構成するものであること (→118.1.3.1.1)
- (2) 意匠が具体的なものであること (→118.1.3.1.2)
- (3) 工業上利用することができるものであること (→118.1.3.1.3)

118.1.3.1.1 意匠を構成するものであること

意匠を構成するものであることについては、第7部「個別の意匠登録出願」第1章「部分意匠」71.4.1.1「意匠を構成するものであること」を参照されたい。

118.1.3.1.2 意匠が具体的なものであること

第一に、国際意匠登録出願に係る願書の「意匠に係る物品」、「意匠の説明」の欄及び図面の記載を総合的に判断した場合に、当該国際意匠登録出願に係る意匠が我が国意匠法における部分意匠に相当することが当然に導き出されなくてはならない。

次に、全体意匠と同様に、その意匠の属する分野における通常の知識に基づいて、国際意匠登録出願に係る願書及び図面の記載から具体的な一の意匠の内容、すなわち、以下の①から④についての具体的な内容が、直接的に導き出されなくてはならない。

- ① 部分意匠の意匠に係る物品
- ② 「意匠登録を受けようとする部分」の用途及び機能
- ③ 「意匠登録を受けようとする部分」の位置、大きさ、範囲
- ④ 「意匠登録を受けようとする部分」の形態

さらに、「意匠登録を受けようとする部分」と「その他の部分」を含む、部分意匠の意匠に係る物品全体の形態に、「意匠に係る物品」の欄に記載された物品の区分に属する物品を認識するのに必要な最低限の構成要素が具体的に表されていなければならない。

なお、部分意匠の国際意匠登録出願に係る願書及び図面の記載の正確性については、全体意匠に関する取扱いが適用されるため、第11部「国際意匠登録出願」第3章「意匠登録の要件」113.1.2「意匠が具体的なものであること」を参照されたい。

(1) 意匠が具体的なものと認められる場合の例

境界線の表示がない場合であっても、願書及び図面等を総合的に判断すれば、「意匠登録を受けようとする部分」の境界を当然に導き出すことができる場合(第7部「個別の意匠登録

出願」第1章「部分意匠」71.4.1.2「意匠が具体的なものであること」(1)「意匠が具体的なものと認められる場合の例」の②参照)

(2) 意匠が具体的なものと認められない場合の例

国際意匠登録出願に係る願書又は図面の記載が以下のような状態にあり、その願書及び図面の記載を総合的に判断しても、具体的な一の意匠の内容を直接的に導き出せないときは、意匠が具体的なものとは認められない。

- ①国際意匠登録出願に係る願書の「意匠の説明」の欄に「保護を求めないもの」を特定する方法についての記載がなく、部分意匠の国際意匠登録出願であるか、全体意匠の国際意匠登録出願であるか明らかでない場合
- ②国際意匠登録出願に係る図面の記載に、意匠に係る物品の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合に相当するかどうか不明確なものが含まれており、全体意匠の国際意匠登録出願であるか部分意匠の国際意匠登録出願であるかが明確でない、又は「意匠登録を受けようとする部分」若しくは「その他の部分」の形態が明らかでない場合
- ③部分意匠の意匠に係る物品又は「意匠登録を受けようとする部分」の具体的な用途及び機能が明らかでない場合
- ④「意匠登録を受けようとする部分」の全体の形態が表されていない場合
- ⑤「その他の部分」の全体の形態が表されていない場合
- ⑥「意匠登録を受けようとする部分」と「その他の部分」を含む、部分意匠の意匠に係る物品全体の形態に、「意匠に係る物品」の欄に記載された物品の区分に属する物品を認識するのに必要な最低限含まれていなければならない構成要素が明確に表されていない場合
- ⑦「意匠登録を受けようとする部分」の形態が明らかでない場合
 - (i)「意匠登録を受けようとする部分」の形態が、各図不一致の場合
 - (ii)「意匠登録を受けようとする部分」が一つの閉じられた領域でない場合
- ⑧破線等で表された「その他の部分」の形態が、例えば各図不一致により具体的ではなく、「意匠登録を受けようとする部分」の部分意匠の意匠に係る物品全体の形態の中での位置、大きさ、範囲が明らかでない場合

118.1.3.1.3 工業上利用することができるものであること

工業上利用できるものであることについては、第7部「個別の意匠登録出願」第1章「部分意匠」71.4.1.3「工業上利用することができるものであること」を参照されたい。

国際意匠登録出願に係る意匠が、我が国意匠法における部分意匠に相当すると判断した場合、審査官は、国際意匠登録出願に係る願書に「部分意匠」の欄を記載すべきものと認め、出願人の手続補正により、又は審査官が、「部分意匠」の欄を追記する（他に拒絶の理由等がない場合、「部分意匠」の欄を追加するためだけの手続補正は要さない。）。

118.1.3.2 新規性

新規性については、第7部「個別の意匠登録出願」第1章「部分意匠」71.4.2「新規性」、第11部「国際意匠登録出願」第3章「国際意匠登録出願に関する意匠登録の要件」113.2.1「意匠法第3条第1項第1号」及び113.2.2「意匠法第3条第1項第2号」を参照されたい。

118.1.3.3 創作非容易性

創作非容易性については、第7部「個別の意匠登録出願」第1章「部分意匠」71.4.3「創作非容易性」及び第11部「国際意匠登録出願」第3章「国際意匠登録出願に関する意匠登録の要件」113.3「創作非容易性」を参照されたい。

118.1.3.4 先願意匠の一部と同一又は類似の後願意匠

先願意匠の一部と同一又は類似の後願意匠については、第7部「個別の意匠登録出願」第1章「部分意匠」71.4.4「先願意匠の一部と同一又は類似の後願意匠」及び第11部「国際意匠登録出願」第3章「国際意匠登録出願に関する意匠登録の要件」113.4「先願意匠の一部と同一又は類似の後願意匠の保護除外」を参照されたい。

118.1.4 部分意匠の国際意匠登録出願に関する新規性の喪失の例外

部分意匠の国際意匠登録出願に関する新規性の喪失の例外については、第7部「個別の意匠登録出願」第1章「部分意匠」71.5「部分意匠の意匠登録出願に関する新規性の喪失の例外」及び第11部「国際意匠登録出願」第4章「国際意匠登録出願に関する新規性の喪失の例外」を参照されたい。

118.1.5 部分意匠の国際意匠登録出願に関する意匠法第 5 条の規定

部分意匠の国際意匠登録出願に関する意匠法第 5 条の規定の適用の判断基準については、第 7 部「個別の意匠登録出願」第 1 章「部分意匠」71.6「部分意匠の意匠登録出願に関する意匠法第 5 条の規定」を参照されたい。

118.1.6 部分意匠の国際意匠登録出願に関する一意匠一出願

部分意匠の国際意匠登録出願に関する一意匠一出願については、第 7 部「個別の意匠登録出願」第 1 章「部分意匠」71.7「部分意匠の意匠登録出願に関する一意匠一出願」及び第 1 1 部「国際意匠登録出願」第 6 章「国際意匠登録出願に関する一意匠一出願」(116.1.2.3「部分意匠についての取扱い」を除く。)を参照されたい。

118.1.7 組物の意匠に係る部分意匠

組物の意匠に係る部分意匠については、第 7 部「個別の意匠登録出願」第 1 章「部分意匠」71.8「組物の意匠に係る部分意匠」及び第 1 1 部「国際意匠登録出願」第 9 章「国際意匠登録出願における組物の意匠」を参照されたい。

118.1.8 部分意匠の国際意匠登録出願に関する意匠法第 9 条及び第 1 0 条の規定

部分意匠の国際意匠登録出願に関する意匠法第 9 条及び第 1 0 条の規定については、第 7 部「個別の意匠登録出願」第 1 章「部分意匠」71.9「部分意匠の意匠登録出願に関する意匠法第 9 条及び第 1 0 条の規定」及び第 1 1 部「国際意匠登録出願」第 7 章「国際意匠登録出願に関する意匠法第 9 条の規定」を参照されたい。

118.1.9 部分意匠の国際意匠登録出願に関する要旨の変更

118.1.9.1 部分意匠の意匠の要旨

部分意匠の意匠の要旨については、第 7 部「個別の意匠登録出願」第 1 章「部分意匠」71.10.1「部分意匠の意匠の要旨」を参照されたい。

118.1.9.2 要旨を変更するものとなる補正の種類

要旨を変更するものとなる補正の種類については、第 7 部「個別の意匠登録出願」第 1 章「部分意匠」71.10.2「要旨を変更するものとなる補正の種類」及び第 1 1 部「国際意匠登録出願」第 1 2 章「国際意匠登録出願に係る願書及び図面の記載の補正」1112.2.1.2.1「要旨を変更するものとなる補正の種類」を参照されたい。

118.1.9.3 国際意匠登録出願に係る願書の記載についてした補正の具体的な取扱い

(1) 「部分意匠」の欄を追加する補正

出願当初の願書及び図面の記載を総合的に判断して、当該国際意匠登録出願が全体意匠の国際意匠登録出願であることを当然に導き出すことができるとき、又は総合的に判断しても、当該国際意匠登録出願が部分意匠の国際意匠登録出願であるか、全体意匠の国際意匠登録出願であるかが不明であって、どちらか一方を当然に導き出すことができないときに、「部分意匠」の欄を追加することによって、当該国際意匠登録出願を部分意匠の国際意匠登録出願とする補正は、要旨を変更するものである。

出願当初の願書及び図面の記載を総合的に判断して、当該国際意匠登録出願が部分意匠の国際意匠登録出願であることを当然に導き出すことができるときに、「部分意匠」の欄を追加する補正は、要旨を変更するものではない。

(2) 「意匠登録を受けようとする部分」を特定する方法に関する記載を補充する補正

出願当初の「意匠の説明」の欄に「意匠登録を受けようとする部分」を特定する方法に関する記載がなく、その願書及び図面の記載を総合的に判断しても、「意匠登録を受けようとする部分」が不明であって、具体的な意匠を当然に導き出すことができないときに、「意匠登録を受けようとする部分」を特定する方法に関する記載を「意匠の説明」の欄に補充する補正は、要旨を変更するものである。

出願当初の「意匠の説明」の欄に「意匠登録を受けようとする部分」を特定する方法に関する記載がない場合であっても、その願書及び図面の記載を総合的に判断して、部分意匠の国際意匠登録出願であることが明確であって、「意匠登録を受けようとする部分」を当然に導き出すことができるときに、「意匠登録を受けようとする部分」を特定する方法に関する記載を「意匠の説明」の欄に補充する補正は、要旨を変更するものではない。

(3) 部分意匠の国際意匠登録出願について、「意匠登録を受けようとする部分」を特定する方法に関する記載を削除する補正

出願当初の願書及び図面の記載を総合的に判断して、当該国際意匠登録出願が部分意匠の国際意匠登録出願であることを当然に導き出すことができるときに、「意匠登録を受けようとする部分」を特定する方法に関する記載を「意匠の説明」の欄から削除する補正は、要旨を変更するものである。

出願当初の願書及び図面の記載を総合的に判断して、当該国際意匠登録出願が全体意匠の国際意匠登録出願であることを当然に導き出すことができるときに、「意匠登録を受けようとする部分」を特定する方法に関する記載を「意匠の説明」の欄から削除する補正は、要旨を変更するものではない。

118.1.9.4 国際意匠登録出願に係る図面の記載についてした補正の具体的な取扱い

- (1) 物理的に分離した二以上の「意匠登録を受けようとする部分」を包含する部分意匠の国際意匠登録出願を一の「意匠登録を受けようとする部分」を有する部分意匠の国際意匠登録出願にする補正
- 物理的に分離した二以上の「意匠登録を受けようとする部分」を包含して、一意匠と取り扱うことのできない部分意匠の国際意匠登録出願を分割する際に、分割した新たな部分意匠の意匠登録出願における「意匠登録を受けようとする部分」に相当する、もとの部分意匠の国際意匠登録出願に係る図面に表されていた当該「意匠登録を受けようとする部分」を「その他の部分」に訂正する補正は、要旨を変更するものではない。

この場合、分割を伴わずに、図面に表されている一の「意匠登録を受けようとする部分」以外のすべての「意匠登録を受けようとする部分」を「その他の部分」に訂正する補正も、要旨を変更するものではない。

- (2) 「意匠登録を受けようとする部分」の形態等を変更する補正

「意匠登録を受けようとする部分」の形態を、その意匠の属する分野における通常知識に基づいて当然に導き出すことができる同一の範囲を超えて変更する補正あるいは当該部分の形態自体は変更されていないが、「意匠登録を受けようとする部分」の当該部分意匠の意匠に係る物品全体の形態の中での位置、大きさ、範囲を同一の範囲を超えて変更する補正は、要旨を変更するものである。

また、出願当初の願書及び図面の記載を総合的に判断しても、「意匠登録を受けようとする部分」の形態あるいは「意匠登録を受けようとする部分」の当該部分意匠の意匠に係る物品全体の形態の中での位置、大きさ、範囲が不明であるときに、それらを明確なものとする補正は、要旨を変更するものである。

- (3) 「その他の部分」の形態を変更する補正

「その他の部分」の一部を実線に訂正することによって「意匠登録を受けようとする部分」の形態を、その意匠の属する分野におけ

る通常の知識に基づいて当然に導き出すことができる同一の範囲を超えて変更するものとなる補正あるいは「その他の部分」の輪郭形状を変更することによって、「意匠登録を受けようとする部分」の当該部分意匠の意匠に係る物品全体の形態の中での位置、大きさ、範囲を、その意匠の属する分野における通常の知識に基づいて当然に導き出すことができる同一の範囲を超えて変更するものとなる補正は、要旨を変更するものである。

出願当初の願書及び図面の記載を総合的に判断して、当該国際意匠登録出願が部分意匠の国際意匠登録出願であることを当然に導き出すことができるときに、「その他の部分」を全て実線に訂正し、その願書の記載についても必要な訂正をして当該部分意匠の国際意匠登録出願を全体意匠の国際意匠登録出願に変更する補正は、要旨を変更するものである。

(4) 「保護を求めないもの」を表す破線等を削除する補正

出願当初の図面に破線等が記載されており、その願書及び図面の記載を総合的に判断して、当該破線等が部分意匠の意匠に係る物品の全体の形態に対して付加的な要素のみを「保護を求めないもの」として表していることを当然に導き出すことができないときに、当該破線等を削除する補正は、要旨を変更するものである。

出願当初の図面において破線等が記載されているが、その願書及び図面の記載を総合的に判断して、当該破線等が部分意匠の意匠に係る物品の全体の形態に対して付加的な要素のみを「保護を求めないもの」として表していることを当然に導き出すことができるときに、当該破線等を削除する補正は、要旨を変更するものではない。

118.1.10 部分意匠の国際意匠登録出願の場合の分割による新たな意匠登録出願

部分意匠の国際意匠登録出願の場合の分割による新たな意匠登録出願については、第7部「個別の意匠登録出願」第1章「部分意匠」71.11「部分意匠の意匠登録出願に関する分割」を参照されたい。

118.1.11 パリ条約による優先権等の主張を伴う部分意匠の国際意匠登録出願

パリ条約による優先権等の主張を伴う部分意匠の国際意匠登録出願については、第7部「個別の意匠登録出願」第1章「部分意匠」71.13「パリ条約による優先権等の主張を伴う部分意匠の意匠登録出願」及び第11部「国際意匠登録出願」第14章「国際意匠登録出願に関するパリ条約による優先権等の主張の手続」を参照されたい。